

藤島地域義務教育学校設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市教育委員会は、藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校及び藤島中学校を統合して藤島文厚エリアに設置する施設一体型義務教育学校整備について、設立に伴う課題を検討し、設立を円滑に推進するため、藤島地域義務教育学校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) 義務教育学校整備の検討に関する事
- (2) 義務教育学校の設立時期に関する事
- (3) 文厚エリア整備の検討に関する事
- (4) 校名、校歌、校章等に関する事
- (5) 学校運営及び教育計画に関する事
- (6) 地域事業との関係、児童及び生徒の交流事業、児童及び生徒の心身のケア等に関する事
- (7) P T A組織の運営等に関する事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、設立に関し必要な事項に関する事

(組織)

第3条 準備委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 藤島地域各地区自治振興会の代表者
- (2) 藤島地域小・中学校の教職員の代表者
- (3) 藤島地域小・中学校の児童・生徒の保護者の代表者
- (4) 藤島地域幼稚園・保育園の園児の保護者の代表者
- (5) 藤島児童館の指定管理者、運営委員会の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 準備委員会は、必要があると認めるときは、第2条に規定する所掌事務の細部について検討するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、準備委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表するとともに、検討の結果を準備委員会に報告する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、会議の議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会の委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。